

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第101号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年6月13日 08時40分ごろ	
発生場所	関門港門司区片上岸壁付近 (概位 北緯33°55.65' 東経131°56.5')	
事故等調査の経過	平成21年7月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第十八 <sup>みょうけん</sup> 妙見丸、199トン	
船舶番号、船舶所有者等	132139、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ翼2枚曲損	
事故等の経過	本船は、4人が乗り組み、空倉のまま、船首約0.8m、船尾約2.2mの喫水で、関門港門司区片上岸壁から離岸を開始した。前後進していたところ、平成21年6月13日08時40分ごろ、岸壁付近の捨石にプロペラが接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 2～3m/s 海象：潮汐 上げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、離岸作業中、船尾方に捨石が存在していることを知っていたが、接近した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が関門港門司区片上岸壁において離岸作業中、船尾方の捨石に接近したため、捨石に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	